

○都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例

(昭和 48 年 3 月 17 日条例第 2 号)

改正 昭和 56 年 10 月 9 日条例第 27 号 昭和 59 年 6 月 25 日条例第 20 号
昭和 59 年 12 月 22 日条例第 34 号 昭和 62 年 4 月 1 日条例第 2 号
平成 6 年 12 月 26 日条例第 29 号 平成 8 年 4 月 1 日条例第 9 号
平成 9 年 10 月 3 日条例第 28 号 平成 10 年 4 月 1 日条例第 11 号
平成 12 年 4 月 1 日条例第 20 号 平成 12 年 4 月 1 日条例第 24 号
平成 12 年 7 月 1 日条例第 41 号 平成 13 年 3 月 27 日条例第 6 号
平成 14 年 10 月 1 日条例第 32 号 平成 18 年 3 月 28 日条例第 20 号
平成 18 年 9 月 29 日条例第 38 号 平成 20 年 3 月 24 日条例第 13 号
平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号 平成 22 年 3 月 26 日条例第 5 号
平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号 平成 24 年 3 月 27 日条例第 6 号
平成 24 年 6 月 27 日条例第 13 号 平成 29 年 3 月 29 日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、小児及び子ども(以下「小児等」という。)の医療費の一部を保護者に対し助成することにより、小児等の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって小児等の健全な育成及び安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小児 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
ただし、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭医療費助成対象者を除く。
- (2) 子ども 満 15 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、現に婚姻していない者をいう。ただし、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭医療費助成対象者を除く。

- (3) 保護者 小児等の父若しくは母で当該小児等を現に監護している者又は小児等の父若しくは母以外の者で当該小児等と同居しこれを監護している者で、その生計を維持する者をいう。
- (4) 医療保険各法 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)又は国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)をいう。
- (5) 指定保険医療機関 療養の給付を受けることのできる山梨県(以下「県」という。)内の病院若しくは診療所又は薬局等をいう。
- (6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費をいう。
- (7) 一部負担金等 医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成の対象者)

第 3 条 医療費の助成を受けることができる者は、都留市(以下「市」という。)の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、市の住民票に記載されている保護者とする。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている世帯に属する者を除く。

(受給資格の申請)

第 4 条 医療費の助成を受けようとする者は、都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則(以下「規則」という。)の定めるところにより市長に受給資格取得のための申請を行わなければならない。

(助成金の支給)

第 5 条 市は、小児等の疾病又は負傷に関し、保険給付に係る療養についてすこやか子育て医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給するものとする。

(助成金の額)

第 6 条 前条に規定する助成金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 当該療養について医療保険各法の規定に基づき療養の給付を受けた場合 当該療養に係る一部負担金等の全額
- (2) 当該療養について医療保険各法の規定に基づき療養費又は家族療養費の支給を受けた場合 当該療養に要した費用の額から支給を受けた療養費又は家族療養費の額を控除した額
- (3) 療養について医療保険各法に基づく規約又は定款により附加給付を受けた場合又は他の法令により医療費の給付を受けた場合 当該療養に要した費用からその額を控除した額

(助成金の支給及び請求方法)

第7条 助成金は、次の各号により1月を単位として支給するものとする。

- (1) 小児が指定保険医療機関において療養の給付を受けた場合は、その者が当該指定保険医療機関に対して支払うべき一部負担金等の全額を、当該指定保険医療機関の請求に基づき市長が支払うものとする。
- (2) 子ども及び前号以外のものについては、保護者の請求に基づき支給するものとする。
- (3) 前号の規定により助成金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に請求しなければならない。
- (4) 助成金の請求期間は、療養の給付を受けた日の属する月の翌月から2年以内とする。

(届出義務)

第8条 第4条の規定により、受給資格の申請を行った者は、その申請内容に変更が生じた場合、規則で定めるところにより、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償請求権)

第 10 条 市長は、支給理由が第三者の行為によって生じた場合において、助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、助成金の支給を受けるべき保護者が第三者から同一の理由について損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、助成金の支給を行う責めを免れる。

(療養に係る費用の算定)

第 11 条 この条例による療養に係る費用の算定は、健康保険法第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより行うものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 10 月 9 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 22 日条例第 34 号)抄

(都留市乳児医療費助成金支給条例の一部改正)

4 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都留市乳児医療費助成金支給条例の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日以降の医療に係る医療費について適用する。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日条例第 2 号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都留市乳児医療費助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以降に行われた療養又は医療に要する費用について適用する。

附 則(平成8年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都留市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、平成8年4月1日以降に行われる医療に係る医療費について適用する。

附 則(平成9年10月3日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の都留市乳幼児医療費助成金支給条例(中略)の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年4月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年7月1日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都留市乳幼児医療費助成金支給条例(中略)は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年3月27日条例第6号)

1 この条例は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

- 2 この条例による改正後の都留市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 10 月 1 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 20 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の都留市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の都留市乳幼児医療費助成金支給条例の規定に基づいて交付された資格証その他申請書類は、なお効力を有する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日条例第 38 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日条例第 13 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の都留市乳幼児医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の都留市乳幼児医療費助成金支給条例の規定に基づき交付された乳幼児医療費助成金受給資格者証は、次項の規定により第4条第1項のすこやか子育て医療費助成金受給資格者証が交付されるまでの間に限り、同項のすこやか子育て医療費助成金受給資格者証とみなす。
- 4 市長は、この条例の施行後すみやかに、前条に規定する者に対し、第4条第1項のすこやか子育て医療費助成金受給資格者証を交付しなければならない。

附 則(平成22年3月26日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月27日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日条例第 13 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日条例第 7 号)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行にあたり、平成 11 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日の間に生まれた子どもの保護者については、第 4 条の規定に基づき改めて受給資格の申請を行うものとする。
- 3 前項の規定により平成 29 年 5 月 31 日までに受給資格の申請があったものについては、受給資格期間の開始日を平成 29 年 4 月 1 日とし、これ以降のものについては、受給資格期間の開始日を申請日からとする。
- 4 この条例による改正後の都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受けた場合の医療費助成金から適用し、同日前に療養の給付を受けた場合の医療費助成金については、なお従前の例による。